

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

令和7年基準（改訂）	令和4年基準（現行）	備考
札幌市地図整備事業作業要領 令和7年3月単価適用の委託業務から適用 札幌市建設局	札幌市地図整備事業作業要領 令和4年3月単価適用の委託業務から適用 札幌市建設局	修正

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

令和7年基準（改訂）	令和4年基準（現行）	備考
目次 第Ⅰ章 総則 (省 略) Ⅰ－6 工程管理 4 Ⅰ－7 関係権利者の対応 6 Ⅰ－8 関係者への周知 6 (省 略) Ⅰ－10 法定手続 7 Ⅰ－11 成果の納品 7 第Ⅱ章 事業の実務 (省 略) Ⅱ－4 土地所有者等の対応 8 (省 略) Ⅱ－11 既設境界杭の取扱い 15 第Ⅲ章 登記の申請 (省 略) 目次 様式集 (省 略) 様式3号 札幌市からのお知らせ（例） 24 様式4号 挨拶文 25 (省 略) 付則 明細図作成要領 (省 略) 札幌市地図整備事業作業要領 改訂履歴 57	目次 第Ⅰ章 総則 (省 略) Ⅰ－6 工程管理 3 Ⅰ－7 関係権利者の対応 5 Ⅰ－8 関係者への周知 5 (省 略) Ⅰ－10 地元説明会の開催 6 Ⅰ－11 法定手続 7 Ⅰ－12 成果の納品 7 第Ⅱ章 事業の実務 (省 略) Ⅱ－4 土地所有者の対応 8 (省 略) Ⅱ－11 既設境界標の取扱い 15 第Ⅲ章 登記の申請 (省 略) 目次 様式集 (省 略) 様式3号 挨拶文（例） 24 様式4号 開催案内文 25 (省 略) 付則 明細図作成要領 (省 略) 札幌市地図整備作業要領 改訂履歴 58	修正 修正 修正 修正 修正

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

令和7年基準（改訂）

令和4年基準（現行）

備考

第Ⅰ章 総 則	第Ⅰ章 総 則	
Ⅰ－４ 地図混乱解消の基本的な考え方 １～３（省 略） ４ 地図混乱解消のプロセス 登記等に係る業務 (筆界の形成業務) 地図整備測量 (測量業務) 測量調査 基準点測量 公図等の調査 関係地権者の認識調査 現況測量・境界測量 是正案策定 測量成果に基づく検討 是正案の策定 情報・数値データの提供 個別説明会の実施 是正案の再検討 仮杭の設置 意向確認 現地立会 境界確認書 の取り交し 登記業務 不動産調査報告書の作成 成果に基づく登記申請 登記完了証の送達 情報の提供 現状の修正 道路台帳図等の修正 道路境界杭の設置 支障物件等の修正（任意） 境界杭の設置（任意） 地図混乱の解消	Ⅰ－４ 地図混乱解消の基本的な考え方 １～３（省 略） ４ 地図混乱解消のプロセス 登記等に係る業務 (筆界の形成業務) 地図整備測量 (測量業務) 測量調査 基準点測量 公図等の調査 関係地権者の認識調査 現況測量・境界測量 是正案策定 測量成果に基づく検討 是正案の策定 情報・数値データの提供 個別説明会の実施 是正案の再検討 仮杭の設置 意向確認 現地立会 境界確認書 の取り交し 登記申請 不動産調査報告書の作成 成果に基づく登記申請 登記完了証の送達 情報の提供 現状の修正 道路台帳図等の修正 道路境界標の設置 支障物件等の修正（任意） 境界標の設置（任意） 地図混乱の解消	修正

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

令和7年基準（改訂）

令和4年基準（現行）

備考

I－5 関係機関との連絡調整 1 協議や申請等が必要な外部機関 (1) 国土地理院北海道地方測量部 ・ 公共測量の各種手続について。 (2) 登記所（法務局） ・ 事業予定地区の選定について。 ・ 事業の全体工程について。 ・ 地図混乱解消の基本方針（案）の策定について。 ・ 関係者の承諾状況に応じた登記申請範囲の設定について。 ・ 登記の申請に当たりの注意事項等。 2 協議や申請等が必要な内部機関 (1) 建設局総務部道路認定課 ・ 認定道路用地に関する諸問題について。 ・ 道路台帳の記載事項等について。 ・ 道路の認定要望等について。 (2) 下水道河川局事業推進部河川管理課 ・ 河川敷地に関する諸問題について。 (3) 建設局みどりの推進部みどりの管理課 ・ 公園用地の申請に関する事。 (4) 都市局建築指導部道路確認担当課 ・ 建築基準法第42条に該当する私道路の諸問題について。 ・ 道路幅員の変更等について。 (5) 各区土木部維持管理課 ・ 道路及び公園の維持管理上の諸問題について。 (6) その他市有地の管理者 ・ 市有地に関する諸問題について。 3 本市以外の公有地について協議が必要な機関 (1) 財務省 北海道財務局 ・ 国有地等に関する諸問題について。 (2) その他の機関（国道、河川、その他公有地の管理者） ・ 国道、河川、その他公有地の管理者に関する諸問題	I－5 関係機関との連絡調整 1 協議や申請等が必要な外部機関 (1) 国土地理院北海道地方測量部 ・ 公共測量の各種手続について。 (2) 登記所（法務局） ・ 事業予定地区の選定について。 ・ 事業の全体工程について。 ・ 地図混乱解消の基本方針（案）の策定について。 ・ 関係者の承諾状況に応じた登記申請範囲の設定について。 ・ 登記の申請に当たりの注意事項等。 2 協議や申請等が必要な内部機関 (1) 建設局総務部道路認定課 ・ 認定道路用地に関する諸問題について。 ・ 道路台帳の記載事項等について。 ・ 道路の認定要望等について。 (2) 下水道河川局事業推進部河川管理課 ・ 河川敷地に関する諸問題について。 (3) 建設局みどりの推進部みどりの管理課 ・ 公園用地の申請に関する事。 (4) 都市局建築指導部道路確認担当課 ・ 建築基準法第42条に該当する私道路の諸問題について。 ・ 道路幅員の変更等について。 (5) 各区土木部維持管理課 ・ 道路及び公園の維持管理上の諸問題について。 (6) その他市有地の管理者 ・ 市有地に関する諸問題について。 3 本市以外の公有地について協議が必要な機関 (1) 財務省 北海道財務局 ・ 国有地等に関する諸問題について。 (2) その他の機関 ・ 国道、河川、その他公有地の管理者	修正
---	--	-----------

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

令和7年基準（改訂）	令和4年基準（現行）	備考
I－6 工程管理 【現状把握のための調査・測量】 事前調整 → 測量着手 → 地元自治会やまちセン等との情報共有 → 計画書の提出（地理院） ・境界測量 ・現況測量 ・基準点測量 ・現地踏査 ・資料収集 ・パンフレットの配布 ↓ 実施方針の協議（法務局） ↓ 是正案の協議（法務局） ↓ 個別説明会 ↓ 仮杭設置 ↓ 立会確認 ↓ 承諾書・確認書の取交し ↓ 基準点成果検定（第三者機関） ↓ 成果の提出（地理院） ↓ 完了 → ①②③へ ↓ 完了 → ①②③へ 【是正案の企画・立案、合意形成】 登記に係る業務の開始 ・筆界案の計算 ・是正方針の検討 ↓ 登記に向けた現地調査 ↓ 関係地権者との面談による意向確認 ↓ 完了	I－6 工程管理 【現状把握のための調査・測量】 事前調整 → 測量着手 → 地元自治会やまちセン等との情報共有 → 計画書の提出（地理院） ・境界測量 ・現況測量 ・基準点測量 ・現地踏査 ・資料収集 ・パンフレットの配布 ↓ 実施方針の協議（法務局） ↓ 是正案の協議（法務局） ↓ 個別説明会 ↓ 仮杭設置 ↓ 立会確認 ↓ 承諾書・確認書の取交し ↓ 基準点成果検定（第三者機関） ↓ 成果の提出（地理院） ↓ 完了 → ①②③へ ↓ 完了 → ①②③へ 【是正案の企画・立案、合意形成】 登記に係る業務の開始 ・筆界案の計算 ・是正方針の検討 ↓ 登記に向けた現地調査 ↓ 関係地権者との面談による意向確認 ↓ 完了	修正

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

令和7年基準（改訂）

令和4年基準（現行）

備考

【① 登記の申請】 着手 申請方法の確認（法務） ・登記申請書の作成 ・申請適格者からの署名・捺印 ・不動産調査報告書の作成 登記の申請（嘱託） 登記の完了 ・登記完了証の作成・送達 完了 検査 国土調査法第19条第5項申請（国交省） 【② 道路等市有地の境界杭の設置】 着手 基準点の検測 仮杭の点検 道路境界杭等の埋設 確認書の取交し 完了 検査 【③ 道路台帳図等の補正】 （省略） I－8 関係者への周知 受託者は、土地所有者及び地域住民の理解と協力を得て事業を円滑に進めるため、業務着手後速やかに業務概要を記載したパンフレット（様式2号）を作成し、担当職員の確認を得て、札幌市からのお知らせ（様式3号）とともに配布すること。 ただし、遠隔地などやむを得ず直配が困難な場合は、本市から郵送することとなるので、郵送の準備を整えて担当職員へ提出すること。 なお、パンフレット及び封筒類は、担当職員から支給するものを使用することとし、配布又は発送の際に受託者からの挨拶文（様式4号）を添えること。	【① 登記の申請】 着手 申請方法の確認（法務局） ・登記申請書の作成 ・申請適格者からの署名・捺印 ・不動産調査報告書の作成 登記の申請（嘱託） 登記の完了 ・登記完了証の作成・送達 完了 検査 国土調査法第19条第5項申請（国交省） 【② 道路等市有地の境界標の設置】 着手 基準点の検測 仮杭の点検 道路境界標等の埋設 確認書の取交し 完了 検査 【③ 道路台帳図等の補正】 （省略） I－8 関係者への周知 受託者は、土地所有者及び地域住民の理解と協力を得て事業を円滑に進めるため、業務着手後速やかに業務概要を記載したパンフレット（様式2号）を作成し、担当職員の確認を得て、配布すること。 ただし、遠隔地などやむを得ず直配が困難な場合は、本市から郵送することとなるので、郵送の準備を整えて担当職員へ提出すること。 なお、パンフレット及び封筒類は、担当職員から支給するものを使用することとし、配布又は発送の際に受託者からの挨拶文（様式3号）を添えること。	修正 修正
---	--	-----------------------------

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

令和7年基準（改訂）	令和4年基準（現行）	備考
I－10 地元説明会の開催 (削除)	I－10 地元説明会の開催 業務の進捗に応じて、事業の目的、登記の現状及び事業のスケジュール等を説明し、測量の結果と是正方針について土地所有者の理解を求めるため、次のとおり地元説明会を開催することとし、事前及び中間時の2回を標準とする。 また、受託者は、説明会開催前に、担当職員が支給する開催案内文（様式4号）を各土地所有者へ配布すること。 1 会場レイアウトについて 説明会の会場・日程等については、担当職員との協議により決定するものとし、会場の設営、後片付け、及び資料等の準備は、受託者が行うものとする。 また、会場の設営にあたっては、来場者のプライバシーに配慮したレイアウトとなるよう配慮するとともに、会場管理者の了解を得て、来場者を誘導するための貼紙等を掲示すること。 2 説明会の内容 【事前説明会】 ・ 事業の目的と効果について ・ 各土地の登記の現状 ・ 事業スケジュールについて ・ その他過去の経緯等の聞取り 【中間説明会】 ・ 調査結果について ・ 是正案の内容について ・ 座標値で登記されることの有効性について ・ 登記が完了した場合のメリットと、現状のまま放置した場合のリスクについて ・ 仮杭設置の了解 ・ 境界杭設置の費用負担の考え方 3 対応資料の準備 説明会場での対応を円滑に行うとともに、事業の妥当性について土地所有者の理解を深めるため、次の資料を用意すること。 また、中間説明会においては、これらの資料に加え個別の土地の現状と是正案の数値を記載した参考資料図（様式12号）を作成すること。 ・ 受付名簿（50音又は地番順） ・ 登記事項要約書及び地積測量図の写し ・ 転写連続図、現況図等の図面（1/500程度） ・ 土地連絡図、道路台帳、航空写真等の資料 ・ 配布パンフレット類の予備 ・ 条例等の規制がある地域については、それらの内容を記載した資料 ・ その他 基本的な会場レイアウト	削除

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

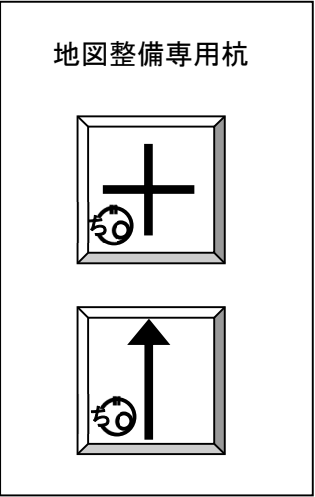
令和7年基準（改訂）	令和4年基準（現行）	備考
I－10 法定手続 1～2（省 略） 3 （削 除）	I－11 法定手続 1～2（省 略） 3 国土調査法関係（登記が完了した土地から） 事業の結果について、登記所に備え付けられている不動産登記法上の地図に反映するため、本市が国土交通省へ国土調査法第19条第5項による成果の認証を申請する。	修正
I－11 成果の納品 1～2（省 略） 3 承諾書等の確認書類及び未承諾者の折衝記録は、電子納品のCDとは別にCDを作成して納品すること。	I－12 成果の納品 1～2（省 略） 3 承諾書等の確認書類及び未承諾者の折衝記録は、マイクロフィルムに撮影のうえ原本とともに納品すること。 また、マイクロフィルムの撮影及び納品の方法については、作業要領に従うこと。	修正
第Ⅱ章 事業の実務	第Ⅱ章 事業の実務	修正
Ⅱ－1 地図整備測量の基準 地図整備測量は、作業規程、仕様書、及び作業要領に定めるもののほか、本要領に従って行うこと。	Ⅱ－1 地図整備測量の基準 この測量は、作業規程、仕様書、及び作業要領に定めるもののほか、本要領（地図整備編）に従って行うこと。	修正
Ⅱ－3 段階確認 測量の品質を確保するため、次の工程又は工種について、担当職員の立会い又は書面による段階確認を行うこと。 ・ 基準点設置箇所の選点時 ・ 基準点の埋設完了時 ・ 是正案（原案）の策定時 ・ 仮杭設置後の精度確認 ・ 工期末における最終的な承諾状況確認 また、そのほかの工程又は工種については、仕様書第Ⅸ章 参考付表Ⅸ－3の段階確認一覧表を参考に、担当職員と協議のうえ決定すること。	Ⅱ－3 段階確認 測量の品質を確保するため、以下の工程又は工種について、担当職員の立会い又は書面による段階確認を行う。 ・ 基準点設置箇所の選点時 ・ 基準点の埋設完了時 ・ 是正案（原案）の策定時 ・ 仮杭設置後の精度確認 ・ 工期末における最終的な承諾状況確認 また、そのほかの工程又は工種については、仕様書 第Ⅷ参考付表の段階確認一覧表を参考にし、担当職員と協議のうえ決定すること。	修正
Ⅱ－5 基準点測量 1（省 略） 2 1・2級基準点 2級以上の基準点を設置する場合の材料は、仕様書標準図集 図－3 及び図－4に定める永久標識（札幌市基準点）を標準とする。 3～4（省 略）	Ⅱ－5 基準点測量 1（省 略） 2 1・2級基準点 2級以上の基準点を設置する場合の材料は、仕様書標準図 図3 に定める永久標識（札幌市基準点）を標準とする。 3～4（省 略）	修正
Ⅱ－6 用地測量 1～9（省 略） 10 承諾書類の取交し (1)～(5)（省 略） (6) 下記により承諾が得られない、又は承諾書類を提出できない状況が判明した場合は、担当職員に報告のうえ土地所有者名簿兼現地立会一覧表（様式1号）の備考欄又は折衝記録簿（様式65号）	Ⅱ－6 用地測量 1～9（省 略） 10 承諾書類の取交し (1)～(5)（省 略） (6) 下記により承諾が得られない、又は承諾書類を提出できない状況が判明した場合は、担当職員に報告のうえ土地所有者名簿兼現地立会一覧表（様式1号）の備考欄又は折衝記録簿（様式6号）に	修正

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

令和7年基準（改訂）

令和4年基準（現行）

備考

に記載することとし、今後の対応について指示を受けること。 （以下省略） 11（省略） Ⅱ－１０ 境界杭の設置 １ 市有地に設置する境界杭 地図整備事業の一環で本市が所管する土地に、次の境界杭（永久標）を設置する場合は、仕様書及び作業要領に従って設置することとし、作業完了後、埋設箇所図を作成して提出すること。 （1）道路境界標（通称：ダクタイル標） 設計図書により指示する道路境界点及びその他市道の管理上必要な箇所に埋設する。 （2）道路以外の市有地に埋設する境界杭 設計図書の指示に従って、土地の属性に適合した規格の境界杭を埋設する。 ２ 民有地に埋設する境界杭 市有地に接していない民々間の筆界点に関する埋設の依頼は、土地所有者の任意であるので、費用等は土地所有者の負担とする。 Ⅱ－１１ 既設境界杭の取扱い （本文省略） 第三章 登記の申請 Ⅲ－１ 登記業務の実施 １～２（省略） ３ 業務の実施 （1）～（2）（省略） （3）実務者は、本要領に定めることのほか、不動産の表示に関する登記に係る等委託事務業務契約書（以下、「契約書」という。）及び同委託事務要領（以下、「事務要領」という。）に基づいて業務を実施すること。 ４（省略）	に記載することとし、今後の対応について指示を受けること。 （以下省略） 11（省略） Ⅱ－１０ 境界杭の設置 １ 市有地に設置する境界杭 地図整備事業の一環で本市が所管する土地に境界杭（永久標）を設置する場合は、仕様書及び作業要領に従って設置するものとする。また、作業完了後、埋設箇所図を作成して提出すること。 （1）道路境界標（通称：ダクタイル標） 設計図書により指示する道路境界点及びその他市道の管理上必要な箇所に埋設する。 （2）道路以外の市有地に埋設する境界杭 道路以外の市有地については、設計図書の指示に従って、土地の属性に適合した規格の境界杭を埋設する。 ２ 民有地に埋設する境界杭 市有地に接していない民々間の筆界点に関する埋設の依頼は、土地所有者の任意であるので、費用等については土地所有者の負担によるものとし、その他詳細については担当職員と協議すること。 （1）地図整備専用杭 地図整備事業の一環で登記が完了した民有地の筆界点について、関係する土地所有者が境界杭の設置を望む場合は、「ちず」の刻印のある境界杭を使用して埋設することを標準とする。 （2）標準杭（民地杭） 土地所有者の都合により、事業完了（登記）前に境界杭を設置する必要がある場合は、刻印の無い民地杭を使用すること。 Ⅱ－１１ 既設境界標の取扱い （本文省略） 第三章 登記の申請 Ⅲ－１ 登記業務の実施 １～２（省略） ３ 業務の実施 （1）～（2）（省略） （3）実務者は、本要領に定めることのほか、不動産の表示に関する登記に係る委託事務契約書（以下、「契約書」という。）及び同委託事務要領（以下、「事務要領」という。）に基づいて業務を実施すること。 ４（省略）	修正・削除 地図整備専用杭  修正
---	---	--

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

令和7年基準（改訂）	令和4年基準（現行）	備考
様式集 様式3号 札幌市からのお知らせ（例）  A4タテ長（片面） 留意事項 ① 本パンフレットは、担当職員が支給するものを使用すること。 ② 本パンフレットの記載内容について変更が生じる場合は、担当職員と協議すること。 様式4号 挨拶文（例） （様式省略）	様式集 様式3号 挨拶文（例） （様式省略）	追加 修正

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

令和7年基準（改訂）

令和4年基準（現行）

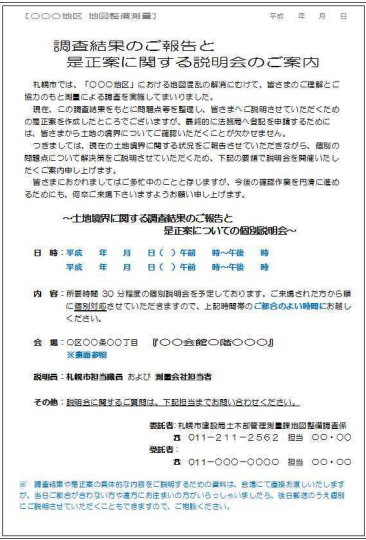
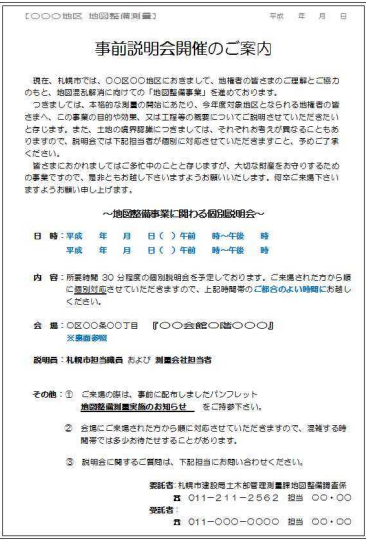
備考

様式4号 開催案内文
(削除)

様式4号 開催案内文

削除

【事前説明会用（おもて）】 【中間説明会用（おもて）】 【事前・中間説明会用（うら）】



A4タテ長（両面）

留意事項

- ① 本案内文は、担当職員が支給するものを使用すること。
- ② 本案内文の記載内容について変更が生じる場合は、担当職員と協議すること。

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

令和7年基準（改訂）

令和4年基準（現行）

備考

様式12号 参考資料図

様式12号 参考資料図

修正・追記

令和 年 月 測量実施

書込み4

参 考 資 料 図

土地の所在	地 番	地 目	登記地積㎡	更正予定地積㎡	地積差㎡	土地所有者	登 記 簿 住 所 現 住 所

既設境界標
写真

年 月 撮影

既設境界標
写真

年 月 撮影

描画領域

既設境界標
写真

年 月 撮影

既設境界標
写真

年 月 撮影

凡 例	ブロック塀等	筆界線	既設の石標	既設標からの離れ	庭・道路の界

← 書込み1

書込み2 ↓
※ 指定道路に関するコメント

書込み3 ↓
この資料は、測量の結果に基づいて
既設境界標（杭）の位置調査や札幌市が
考える是正案を示すものです。
令和 年 月 日 複写
札 幌 市 建 設 局
土木部管理測量課

黒の数値：登記上の公図辺長（単位：m）や面積（単位：㎡）。
緑の数値：更正予定の辺長（単位：m）や面積（単位：㎡）。
カッコ内の数値は登記情報との差。

A3ヨコ長 ※図中の書込みの詳細は、別紙 様式12号付属 を参照すること。

参考資料図作成時の留意事項

- ① 現況図（1/250）に筆界線を重ねて描画することを標準とする。
- ② 様式の上側を北方向とし、当該地が中心となるように配置すること。
- ③ 当該地の筆界線を赤太線で明示すること。
- ④ 筆界付近の物件は、実測値と実際の所有関係に基づいて忠実に描画すること。
- ⑤ 辺長の記載は当該地のみとし、公図辺長を「黒色」、計算値及び公図辺長との差（カッコ付）を「緑色」とする。
- ⑥ 図中の筆界点付近の余白に拡大図を挿入し、下図のように既設標と計算点の離れをミリ単位で記入すること。
- ⑦ 現地土地形状より、図中に既設境界標の写真を添付することが困難な場合には写真帳を添付すること。

令和 年 月 測量実施

参 考 資 料 図

土地の所在	地 番	地 目	登記地積㎡	更正予定地積㎡	地積差㎡	土地所有者	登 記 簿 住 所 現 住 所

既設境界標
写真

年 月 撮影

既設境界標
写真

年 月 撮影

描画領域

既設境界標
写真

年 月 撮影

既設境界標
写真

年 月 撮影

凡 例	ブロック塀等	筆界線	既設の石標	既設標からの離れ	庭・道路の界

← 書込み1

書込み2 ↓
※ 指定道路に関するコメント

書込み3 ↓
この資料は、測量の結果に基づいて
既設境界標（杭）の位置調査や札幌市が
考える是正案を示すものです。
令和 年 月 日 複写
札 幌 市 建 設 局
土木部管理測量課

黒の数値：登記上の公図辺長（単位：m）や面積（単位：㎡）。
緑の数値：更正予定の辺長（単位：m）や面積（単位：㎡）。
カッコ内の数値は登記情報との差。

A3ヨコ長 ※図中の書込みの詳細は、別紙 様式12号付属 を参照すること。

参考資料図作成時の留意事項

- ① 現況図（1/250）に筆界線を重ねて描画することを標準とする。
- ② 様式の上側を北方向とし、当該地が中心となるように配置すること。
- ③ 当該地の筆界線を赤太線で明示すること。
- ④ 筆界付近の物件は、実測値と実際の所有関係に基づいて忠実に描画すること。
- ⑤ 辺長の記載は当該地のみとし、公図辺長を「黒色」、計算値及び公図辺長との差（カッコ付）を「緑色」とする。
- ⑥ 図中の筆界点付近の余白に拡大図を挿入し、下図のように既設標と計算点の離れをミリ単位で記入すること。
- ⑦ 現地土地形状より、図中に既設境界標の写真を添付することが困難な場合には写真帳を添付すること。

令和7年 札幌市地図整備事業作業要領の新旧対照表

令和7年基準（改訂）	令和4年基準（現行）	備考
様式12号付属 参考資料図中の書込み 書込み1. 書込み3. （省略） 書込み4. 面積の単位に関するコメント ・線、文字ともに「黒色」とする。 土地の地積（面積）の単位は 宅 地：少数第2位まで その他：整数で表示 （不動産登記準則第100条に基づく表示方法）	様式12号付属 参考資料図中の書込み 書込み1. 書込み3. （省略）	追記